資料1

「高知治療と仕事の両立支援宣言」要領

令和元年８月

高知県地域両立支援推進チーム

1.趣旨

「治療と仕事の両立支援」は働き方改革実行計画において、「病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が生きがいを感じながら働ける社会を目指す」ことを目的とした取組です。

　現在、日本人の2人に1人が生涯のうちに1度はがんになると言われており、がんと診断された患者のうち、約3人に1人は働く世代です。一般健康診断の有所見率は55.5%に上り、疾病リスクを抱える労働者は益々増加傾向にあります。

　又、高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少が進んでおり、これに伴う労働人口の減少による人材の確保が課題となっています。労働者の高齢化が進んでいる中、事業場においては病気を抱える労働者に対する「治療と仕事の両立」への対応も増える事が予想されます。

　しかしながら、疾病を抱える労働者が就業を継続できる環境整備は社会全体として必ずしも十分とはいえず、罹患後に早期の離職を余儀なくされ、更には職場復帰の場面においても様々な支障に直面されていると考えられます。

　このような状況を受け、平成30年10月、厚生労働省では、「治療と仕事の両立」の可能性が一層拡大されるよう「治療と仕事の両立支援の総合的対策」を定め、関係行政機関、地方公共団体、関係団体等と連携を図りつつ推進することが発表されました。

　「治療と仕事の両立支援」の取組を行うことにより、企業にとっては、病気に罹患した従業員の離職を防ぐことで貴重な人材の流出を防ぐ事が可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持と向上にもつながることが期待されます。

　「両立支援宣言」は、「事業者による基本方針の表明」を宣言していただくものです。経営者が宣言する事で従業員への周知や企業イメージの向上に繋がるとともに、県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成などに貢献できます。また、労働者が生きがい、働きがいを持って活躍できる社会の実現に向けた取組です。

2.募集対象

　・県下に本社、支店、工場等の事業場を有する民間企業、公共団体等で「治療と仕事の両立支援」の取組を実施している事業場、これから「治療と仕事の両立支援」の取組を実施予定の事業場。

3.「両立支援宣言」のメリット

　・会社全体で取組を推進する動機付けとなるとともに、従業員のモチベーションの向上が期待できます。

　・県下に企業方針等をアピールできます。

　・県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成などに貢献できます。

　・高知労働局、高知産業保健総合支援センターのホームページにて「両立支援宣言」を掲載いたします。又、ご希望により宣言企業のロゴマーク及び宣言企業ホームページへのリンクを掲載します。応募票の申込欄にご記入ください。

　・希望により、両立支援に関する各種支援を受ける事ができます。

1. 取組方法・企業内の体制づくり
2. 両立支援の理解を促すための労働者及び管理職等を対象とした研修
3. 個別事案の調整方法・調整支援など

　・ご希望により両立支援推進チームの各機関で開催される両立支援関連のイベントや講習会の情報をご案内します。

4.応募方法

A既に「治療と仕事の両立支援」の取組を実施している事業場

①応募票・宣言書をダウンロード

高知産業保健総合支援センターホームページ内の「治療と仕事の両立支援宣言」サイトから「応募票」と「宣言書フォーム」（ワード様式）をダウンロードしてください。

②応募票に必要事項を記載し、応募先宛にFAX又は郵送で応募してください。

既に両立支援の取組を実施している事業場に対しても両立支援に関する各種支援を無料で提供させていただきます。応募票の申込欄にご記入ください。

③基本方針や具体的な対応方法等を再確認し、衛生委員会を設置している場合は、調査審議を経てください。

　　　「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（P4～5）の４両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）又は、資料2をご確認下さい。

④「宣言書」を作成し、電子データ（Word又はPDF）又はカラー印刷したものを応募先へ郵送してください。

　　Bこれから「治療と仕事の両立支援」の取組を実施する事業場

①応募票・宣言書をダウンロード

高知産業保健総合支援センターホームページ内の「治療と仕事の両立支援宣言」サイトから「応募票」と「宣言書フォーム」（ワード様式）をダウンロードしてください。

②応募票に必要事項を記載し、応募先にFAX又は郵送で応募してください。

これから取組を実施するにあたり、両立支援に関する各種支援を無料で提供させていただきます。支援を希望される場合は応募票の申込欄にご記入ください。

③基本方針や具体的な対応方法を検討・決定してください。

　　　　衛生委員会を設置している場合は、調査審議を経てください。

　　　「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（P4～5）の４

両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）又は、資料2をご確認

下さい。

④「宣言書」を作成し、電子データ（Word又はPDF）又はカラー印刷したものを応募先へ郵送してください。

　※ご応募いただきましたら、高知産業保健総合支援センターより両立支援の専門家（両立支援促進員）が訪問させていただき、内容を確認させていただいた上、ホームページへの公開を判断させていただきますのでご了承ください。

|  |
| --- |
| 【応募、問合先】　独立行政法人労働者健康安全機構　高知産業保健総合支援センター〒780-0850　高知市丸ノ内1-7-45総合あんしんセンター3階TEL：088-826-6155　FAX：088-826-6151 |